

法人府民税・事業税・特別法人事業税の納付書の送付について

府税の申告・納付につきまして、日頃からご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、貴社の法人府民税・事業税・特別法人事業税の確定又は中間の申告・納付期限が近づきましたので、「法人府民税・事業税・特別法人事業税の納付書」をお送りします。

なお、この納付書は、次に掲げる法人の皆様についてお送りしています。

- ① 確定申告書用紙の送付を「希望しない」と届出をされた法人
- ② eLTAX(電子申告)の利用届出をされた法人

◆法人府民税・事業税・特別法人事業税に関するお問い合わせは、担当の府税事務所までお願いします。

令和8年度税制改正の概要

◆ 賃上げ促進税制の見直し(法人事業税(付加価値割))

給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の控除制度について次のとおり見直されています。

① 大企業向け措置

適用期限を短縮し、令和8年3月31日までに開始する事業年度まで適用できます。

② 中堅企業向け措置

次のとおり要件が強化されます。

A. 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人が適用対象になります。

B. 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上(現行:3%以上)になります。

法人府民税法人税割及び法人事業税の独自税率(超過課税)の適用期間の延長について

大阪府におきましては、道路網などの都市基盤整備の推進や治水・防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に引き続き対処するため、令和7年10月に大阪府税条例の一部を改正し、法人府民税法人税割及び法人事業税の独自税率(超過課税)の適用期間を令和11年10月31日までの間に終了する事業年度分まで3年間延長しています。

つきましては、延長の趣旨をご理解いただきまして、今後ともご協力をお願いいたします。

● 電子パンフレット「超過課税の概要」について

法人府民税・法人事業税の超過課税の概要や活用事業をご紹介する電子パンフレット「超過課税の概要」を府税ホームページ(府税あらかると)に公開していますので、ぜひご覧ください。

○ 課税自主権の活用

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/kazeijisyuken.html>



eLTAX(電子申告)の利用届出をされた法人の皆様へのお知らせ

eLTAXの利用者用ソフトウェア(PCdesk)を使用し申告データを作成する場合には、eLTAXのプレ申告データをダウンロードしてご利用ください。ダウンロードする手順については、eLTAX ホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)の「PCdeskのご利用方法」をご覧ください。なお、申告に当たっては、次の点にご留意いただき、申告データを作成してください。

(1) プレ申告データの内容について

- ① 確定申告 ⇒ 中間申告をされている場合には、当該申告により既に納付の確定した税額
- ② 中間申告 ⇒ 前事業年度の税額に基づき計算した予定申告税額等

(2) 様式・記載の手引等のダウンロードについて

申告書に添付が必要な様式等については、大阪府のホームページの「手続案内(様式等のダウンロードサービス)」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/download.html>)に掲載していますので、ダウンロードの上、添付ファイルとして、申告データと併せて送信してください。

(3) 地方税共通納税システムについて

共通納税とは、自宅やオフィスから、地方税の納付手続きを電子的に行うことです。共通納税は、全ての地方公共団体へ一括して電子納付することができます。

●ご利用可能な納付手段

- ・ダイレクト納付(事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納付する方法)
- ・情報リンク方式
- ・オンライン方式(ATM・インターネットバンキング)
- ・クレジットカード

●ご利用可能な時間

時期や納付手段によってご利用可能な時間が異なります。詳しくは eLTAX ホームページの「共通納税とは」(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/>)をご覧ください。



●取扱金融機関

各銀行、信用金庫、信用組合など多くの金融機関でご利用いただけます。(地方公共団体の指定する金融機関に限りません。)

<注意>

共通納税では紙の領収書は発行されませんが、納付済みの確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。なお、地方税共通納税システムの利用に際して、ご不明な点等ございましたら、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)内の「よくあるご質問」をご覧ください。



確定申告書用紙の送付を「希望しない」と届出された法人の皆様へのお知らせ

申告する際に必要となる様式及び記載の手引等については、大阪府のホームページの「手続案内(様式等のダウンロードサービス)」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/download.html>)からダウンロードしてご利用ください。

各府税事務所の指定金融機関窓口の廃止について

令和7年9月30日をもって、各府税事務所内の指定金融機関窓口は廃止されました。

これに伴い、令和7年10月1日以降、原則として金融機関窓口又は府内の郵便局窓口での納付にご協力をお願いいたします。また、本府の一部作成物等につきましては、納付場所の案内が変更前のままとっております。ご不便をおかけしますが、ご不明な箇所がございましたら府税事務所までお問い合わせください。

eL-QR 付納付書の発行について

令和8年2月以降に発送する予定申告に関する申告書及び納付書について、eL-QR 及び eL 番号(以下、「eL-QR 等」という。)を記載します。

確定申告については確定した税額を把握していないこと、更正・決定に関する納付書は延滞金により納付すべき金額が変更となる可能性があることをふまえ、発送する申告書及び納付書には eL-QR 等を記載しません。ただし、管轄の府税事務所に納付書の発行依頼をいただいた場合、eL-QR 等を記載した納付書を送付します。(注)確定申告については、申告期限の1週間前までに管轄の府税事務所へ申告書が到達する必要があります。

成長特区税制・ハートフル税制について

(1) 成長産業特別集積税制(成長特区税制)について

平成 28 年 4 月 1 日(旧特区税制は平成 24 年度から実施)から、大阪府内の成長産業特別集積区域で総合特別区域法の対象となるカーボンニュートラルやライフサイエンス、イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野(AI 技術、量子技術、産業用電子機器)の事業を行い、一定の要件を満たした場合には法人府民税・法人事業税の軽減措置があります。制度の詳細については、商工労働部のホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/tokku/index.html>)をご覧ください。

(2) ハートフル税制について

大阪府では、平成 22 年4月1日から、障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、法人事業税を軽減する「ハートフル税制」を実施しています。制度の詳細については、ハートフル税制のホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/syougazai/index.html>)をご覧ください。

税率一覧

■法人府民税(均等割)(平成 13 年4月1日以後に開始する事業年度)

法人等の区分 (資本金等の額)	1千万円以下 (注)	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
均等割額(年額)	20,000円	75,000円	260,000円	1,080,000円	1,600,000円

(注) 公共法人・公益法人等(地方税法第 25 条第1項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。)、人格のない社団等(地方税法第 24 条第6項の規定の適用がある場合に限り。)、一般社団法人・一般財団法人、資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除きます。)を含みます。

※1 「資本金等の額」とは、「法人税法第2条第 16 号に規定する額から無償増減資等の額を加減した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。

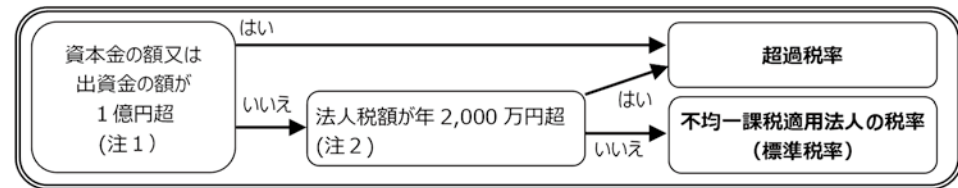
なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の 24 の規定により算定した金額をいいます。

※2 「資本金等の額」は、事業年度終了の日(ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。

■法人府民税(法人税割)(令和元年 10 月1日以後に開始する事業年度)

税率区分	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)
税率(%)	2	1

超過税率・不均一課税適用法人の税率(標準税率)の適用判定表



(注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。

(注2) 法人税額が年 2,000 万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額)(申告書第6号様式又は第6号様式(その2)の「⑤欄」に記載すべき額)によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式[2,000 万円×事業年度の月数÷12 月]により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

■法人事業税、特別法人事業税(令和7年4月1日以後に開始する事業年度)

所得等の区分	法人の種類		②外形標準課税適用法人(同項第1号イ)	③電気供給業(④及び⑤を除く)、導管ガス供給業、保険業等を行う法人(同項第2号)	④小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給業を行う法人(⑤以外の法人)(同項第3号ロ)	⑤小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給業を行う外形標準課税適用法人(同項第3号イ)	⑥特定ガス供給業を行う法人(同項第4号)					
	①-1 普通法人(注1)、公益法人等、人格のない社団等	①-2 特別法人(注1・2)										
法人事業税	所得割	年400万円以下の所得	超過 3.75 標準 3.5	3.75 3.5	(注4)							
		年400万円超年800万円以下の所得	超過 5.665 標準 5.3	5.23(注3) 4.9(注3)								
		年800万円超の所得	超過 7.48 標準 7	7.48 5.23								
	軽減税率不適用法人	超過 7.48 標準 7	5.23 4.9	1.18 1				1.9425 1.85				
		付加価値割	超過 標準					1.26 1.2	0.3885 0.37	0.8085		
	資本割	超過 標準		0.525 0.5					0.1575 0.15	0.336		
		収入割	超過 標準						1.065 1	0.8025 0.75	0.8025 0.75	0.519 0.48(注5)
	特別法人事業税		基準法人所得割額(注6)	37				34.5	260			
		基準法人収入割額(注6)								30	40	40

(注1) 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第 72 条 24 の 7 第 7 項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。

(注2) 特別法人のうち租税特別措置法第 68 条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年 10 億円を超える金額に係る法人事業税の税率として 6.095%(標準税率 5.7%)が適用されます(令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分)。

(注3) 特別法人のうち軽減税率適用法人の区分中、「年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得」は、「年 400 万円を超える所得」と読み替えます。

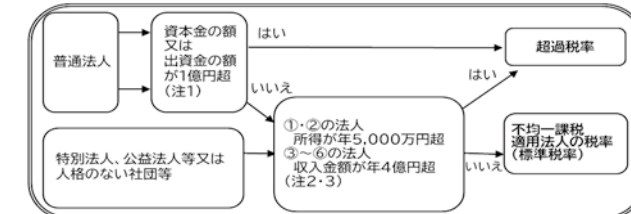
(注4) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。

(注5) 大阪府では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人収入割額の計算に用います。

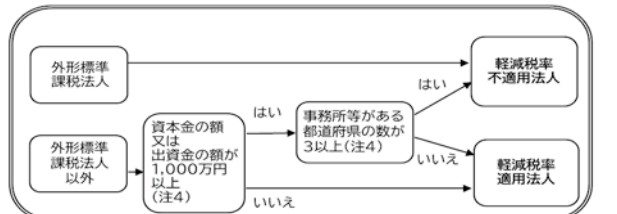
(注6) 基準法人所得割額又は基準法人収入割額は、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額のことです。

適用判定表

1. 超過税率・不均一課税適用法人の税率(標準税率)の適用判定



2. 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



(注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。

(注2) 所得が年 5,000 万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては分割前の所得又は収入金額)(申告書第6号様式の「⑧欄」に記載すべき額若しくは「⑨欄」に記載すべき額又は申告書第6号様式(その2)の「⑧欄」に記載すべき額、「⑨欄」に記載すべき額若しくは「⑩欄」に記載すべき額(当該金額に 1,000 円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額))によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式[5,000 万円(又は4億円)×事業年度の月数÷12 月]により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

(注3) 所得が年 5,000 万円超又は収入金額が年4億円超のいずれかで判定するかどうかは、①・②の法人にあつては所得(申告書第6号様式の「⑨～⑩欄」に記載すべき税率は「⑧欄」の金額)により、③の法人にあつては収入金額(申告書第6号様式の「⑨欄」に記載すべき税率は「⑧欄」の金額)によりそれぞれ判定します。

(注4) 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)の現況により判定します。

■令和7年3月 31 日以前に開始する事業年度の税率については大阪府ホームページをご覧ください

